

学童保育クラブのご案内

事業目的

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校及び特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

※ 実施主体は市で、民間団体、保育所などに委託しています。

対象児童

小学校及び特別支援学校の小学部に就学している児童

利用要件

保護者及び同一住所の65歳未満の祖父母が以下の要件を満たしており、児童の保育ができないこと

保護者等の状況	要件	要件のための証明書等
就労 (居宅外・居宅内)	①通年利用 1日概ね4時間以上の就労があり、かつ勤務終了が午後3時以降であること ※夜勤の場合は勤務終了時間に8時間(睡眠時間)を加えた時間が午後3時以降であること ②長期休業期間中 午前8時から午後5時までの間に概ね4時間以上の就労があること	就労証明書
母親の出産	産前8週、産後8週の期間 その後、育児休業を取得した場合は、入所の対象外	親子健康手帳の写し(出産予定が記載されたもの)
疾病・負傷・障がい	疾病・負傷・障がい等で児童の保育が困難な場合	診断書、各種手帳の写し等
病人等の介護	長期にわたり病気の状態にあるか、精神または身体に障がいがある親族を常時介護している	看護・介護等申告書(任意様式)及び各種手帳等の写し
就学	就労のため職業訓練施設や学校に通っている	在学証明書及びカリキュラムが分かるもの
求職	求職活動を行っている場合 ※入所は原則2か月(同一年度内通算最長3か月)を限度とする	公共職業安定所等の証明、採用試験の結果通知等
家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている	罹災証明書
特別な理由	その他、市長が特別の事業があると認める場合	申立書(任意様式)

開所日・開所時間

○開所日

・月曜日～土曜日

○休所日

・日曜日

・国民の祝日に関する法律に規定する休日

・12月29日から翌月3日まで

※ 上記以外でも、台風等の自然災害、感染症の流行等、利用希望状況等で閉所する場合があります。

○基本開所時間

小学校の授業日	下校時～18:00
土曜日・長期休業期間中	8:00～18:00

※ クラブにより、延長保育を実施している場合があります。

利用料金

通年利用登録の場合

月	基本利用料 (児童1人あたり)	月	基本利用料 (児童1人あたり)	月	基本利用料 (児童1人あたり)
4月	2,900円	8月	3,700円	12月	2,500円
5月	2,500円	9月	2,500円	1月	2,500円
6月	2,500円	10月	2,500円	2月	2,500円
7月	3,000円	11月	2,500円	3月	2,900円

長期休業期間のみ登録の場合

月	基本利用料 (児童1人あたり)	月	基本利用料 (児童1人あたり)	月	基本利用料 (児童1人あたり)
4月	1,200円	7月	2,000円	8月	3,200円
12月	1,000円	1月	1,000円	3月	2,000円

※ 長期休業期間のみ登録の利用期間は終業式の日から始業式の日までの利用を基本とします。

※ 基本利用料以外に、別途おやつ代(毎月)、共済保険料、延長保育料(延長保育を利用される場合)が必要です。

※ 利用料等については、運営団体により異なる場合があります。詳しくは、運営団体へご確認ください。

利用料減免制度について

○減免対象世帯

- ・生活保護世帯
- ・宇部市教育委員会から就学援助費を交付されている世帯

○減免金額

- ・毎月の基本利用料から2,500円を上限に減免 ※おやつ代、延長利用料は減免対象外
- ・年間の共済保険料から1,620円を上限に減免

○申請方法

- ・減免申請書をご利用の学童保育クラブか市保育幼稚園課へご提出ください。

※ 7月末までに申請書を提出し、減免対象と認められた場合は、4月分まで遡って対象とします。

8月以降の申請については、申請月からの対象となります。

※ 申請書は毎年度提出が必要ですので、ご注意ください。

入所申し込みについて

- ・利用希望のクラブへ直接お申込みください。(市の窓口では入所申し込みを受け付けていません)
- ・実施団体により、必要書類が異なりますので、クラブへお問い合わせください。

その他

- ・クラブの利用にあたっては、各クラブでのルール等をご確認いただき、遵守いただくようお願いします。
- ・クラブは集団生活の場ですので、秩序を乱したり、他の児童に迷惑をかけた場合等は退所していただく場合があります。
- ・クラブへのご意見等につきましては、運営団体または市保育幼稚園課にご連絡ください。

宇部市保育幼稚園課

電話番号 : 0836-34-8329